

インドネシア共和国
鉍工業プロジェクト形成基礎調査
報告書

1997年10月

国際協力事業団
鉍工業開発調査部

JICA LIBRARY

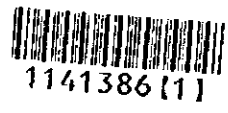


J 114138611

鉍調計
CR(3)
97-177

Y





1141386(1)

インドネシアプロジェクト形成基礎調査 報告書目次

1. 調査の概要	
(1) 調査の目的	1
(2) 「デザイン振興計画」の背景、概要	1
(3) 団員構成	2
(4) 調査日程	2
(5) 対処方針	2
(6) 主要面談者	6
(7) 調査結果	7
(8) 団長所感	10
2. インドネシア政治経済の概況	
(1) 政治情勢	15
(2) 経済事情	17
(3) ASEAN域内協力3スキームの概要	20
3. 対インドネシア援助の現況	
(1) 日本のODAの実施状況	43
(2) デザイン振興における他ドナーの取り組み	44
(3) 要請案件の国家開発計画および我が国援助方針における位置づけ	45
(4) 今後の留意点	45
4. インドネシアデザインの現状及び今後の課題	
(1) インドネシアの受け入れ体制	47
(2) デザイン振興の成果品としての評価	47
(3) 産業のデザイン向上に関する戦略的な取り組み	47
(4) インドネシアのデザインレベル	48
(5) 総括	50
資料	
1. TOR (デザイン振興計画)	53
2. 署名済M/M	62
3. セミナー講演内容	71
4. 関係省庁組織図	91

1 . 調 査 の 概 要

(1) 調査の目的

我が国に対し正式要請済のデザイン振興計画および、今後、正式要請書の提出がなされる見込みの鉱工業部門の開発調査案件（バンドン工業団地開発計画、生産性向上マスタープラン等）について、その背景及び国家開発計画における位置づけ等を調査し、今後の協力の可能性・範囲等を協議する目的で実施された。さらにデザイン振興計画については次回S/W締結を目的とした事前調査団を派遣できるよう、具体的な案件形成を行った。

(2) 「デザイン振興計画」の背景、概要

「イ」国は工業製品の品質を向上させ、国際競争力を強化するための一方策として、デザインの向上に力を入れており、過去、下記のような取り組みを行ってきた。

- 1) 1970年、大阪で行われた万国博覧会を契機に、バペナスの主導によりデザインチームが組織され、万博におけるインドネシア政治館の展示・イベントの企画に携わった。その結果、デザイン戦略を統括的に取り扱う組織＝デザインセンターの必要性が認識されるようになった。
- 2) 1985年、バンドン工科大学等が、デザインセンター設立にむけての調査に着手し、中小企業の84%が製品の品質向上につながる同センターの設立に期待するとの結果を得た。
- 3) 1995年、協同組合・小企業省の主導でデザインセンター設立にむけ動き出す。また同年、関係省庁、デザイナー団体等のメンバーから成るデザインカウンシルも設置される。
- 4) 以来デザインセンターはデザインコンテスト、セミナー・ワークショップ（日本の国際デザイン交流協会が協力）等の活動を行い、特にデザインコンテストは年間行事として定例化している。

以上のような取り組みにもかかわらず、「イ」国デザイン関係者は、①政府による一貫したデザイン振興政策・戦略が欠如している、②企業・消費者側のデザインに対する意識がいまだ低いことから、同国のデザイン振興は必ずしもうまくいっていないとの認識を有している。

かかる背景から「イ」国政府はデザイン振興にかかる豊富な経験を有する我が国に対し、デザイン振興のための政策・制度的枠組みの提言、デザインセンターの運営計画等から成る包括的なマスタープランの策定を要請したものである。

なお、派遣事業部が「デザイン振興拠点設置、運営支援」にかかる長期専門家

(加えてデザイン振興にかかる数名の短期専門家)を派遣しており、本開発調査は同専門家の活動と補完的な関係にあるといえる。さらに「イ」側は、開発調査で提言されるであろう、デザインセンターの運営計画を受けて、同センターでプロジェクト方式技術協力を実施することを期待している。

(3) 団員構成

- | | | |
|-------------|-------|--------------------|
| 1) 団長・総括 | 辻 義信 | JICA 鉱工業開発調査部計画課長 |
| 2) 技術協力政策 | 岡本 二郎 | 外務省経済協力局開発協力課 |
| 3) 技術協力行政 | 花輪 晃二 | 通産省通商政策局技術協力課 |
| 4) デザイン振興政策 | 會田 雅人 | 通商産業省生活産業局デザイン政策室長 |
| 5) 地方デザイン振興 | 中西 政美 | 山口県工業技術センター専門研究員 |
| 6) 調査企画 | 山田 実 | JICA 鉱工業開発調査部計画課 |

(4) 調査日程

- | | |
|----------|---|
| 8月25日(月) | 移動(成田発10:50→ジャカルタ着16:05 JL725便) |
| 26日(火) | JICA事務所、日本大使館表敬、打合せ
バベナス、協同組合・小企業省、工業省表敬 |
| 27日(水) | デザインカウンスルメンバーと協議 |
| 28日(木) | 現地企業(ナショナルゴベール社)視察 |
| 29日(金) | セミナー |
| 30日(土) | 団内打合せ、資料整理 |
| 31日(日) | 同上 |
| 9月1日(月) | ミニッツ署名
會田、中西団員移動
(ジャカルタ発23:30→成田着2日08:40 JL726便) |
| 2日(火) | 電力案件にかかる日本関係者との打ち合わせ |
| 3日(水) | JICA事務所、大使館報告、省エネルギーマスタープラン、バンドン工業団地開発計画にかかる情報収集、移動(ジャカルタ→) |
| 4日(木) | 移動(→成田着 08:40) |

(5) 対処方針

A. デザイン振興計画

下記の諸点について調査、協議を行い、次回ミッションにてS/W締結を行えるレベルを目標として案件形成を行う。

1) 調査のフレームワーク

①基本的な方法論についての合意形成（別添MM中のコンセプト・フロー参照）

当方で作成した案に基づき、本格調査のイメージを説明し理解を求める。主要なポイントは以下の通り。

- a. デザインセンターの設立・運営計画は政策提言などを含む包括的マスタープランの一コンポーネントとして位置づけられるべきであり、そもそもセンターの存在が正当化されないのであれば運営計画は検討しないことになる。
- b. 特定の産業セクターをモデルセクターとして取り上げ、より具体的なデザイン振興策のケーススタディを行うことにより、他産業セクターへの波及効果も狙う。
- c. 消費者、企業に対するアンケート調査を実施し、当事者レベルでのデザインに対する意識を把握、しかるべくマスタープランに反映させる（概念的には理想的な方法と思われるが、このような方法が現実的かどうかは確認を要する。）。
- d. 技術移転の方法（別添資料に記載したような従来型のセミナーは問題なく開催できようが、先方としてはむしろ参加型のワークショップ等に対する期待が大きい模様であり、技術移転の方法につき検討が必要。）。

②対象セクターの絞り込み

本格調査の対象とするセクターとして2段階の絞り込みが必要である。すなわち（ア）そもそも調査対象に加えるべきでないセクターを本格調査開始の段階までに排除することと、（イ）調査の後半でケーススタディを行うことになるモデルサブセクターを選定することである。

今回の調査では（ア）については可能な範囲で進め、最終決定は次回ミッションということにし（農業などについてはTORに記載があるものの、調査対象になりえないことは今回明確にしてくる。）、（イ）についてはどの段階で（事前調査で？本格調査中に？）どのような方法でモデルセクターを決定するかについて合意を形成するとともに、モデルセクターについての先方の意向を（「イ」側内部でも意見が割れる可能性が高いのでその辺りも含め）聴取することを目的とする。

工業セクターの選定（排除）にあたっては次の諸点にかかかる各々のセクターの特性を明らかにしつつ合意を形成していくこととしたい。

- a. デザインの類型（＝工業デザイン、パッケージデザインなど）

→団員構成等に影響を与えるので、バランスをとる必要がある。また種類によって「調査のしやすさ」が異なってくる（ファッションデザイン等は個人の能力によるところが大きく難しい等。）。

b. 対象となる企業の規模

→大企業中心のセクターだと、外資が入っている等の理由で自らの努力でデザイン開発ができるという議論が出てくる。メインカウンターパートが協同組合・小企業省ということもあり中小企業中心のセクターで行くべきと考える。

c. 輸出振興効果

→インダストリアルデザインが大きい。

d. 地場産業振興の効果

→逆にクラフトデザインが大きい。従って重視しすぎると調査対象地域が広がりすぎる恐れがある。

e. その他の要因

→自動車産業の国民車問題など。

③対象地域の絞り込み

TORによれば、「イ」国の人口の多さと文化の多様性に鑑み、同国の全地域を調査の対象としてほしいというのが先方の要望である。かかる要望は十分理解するも、作業量が膨大となることが予想され受け入れがたく、対象地域を絞る必要がある。

ジャカルタ地域は当然調査対象となろうが、その他の地域をどうするかについては、基本的にはジャカルタの事例を先方の努力により、他地域に普及させていくことが望ましいという当方の立場を説明することとする。

一方で、地域間の多様性にも若干の配慮をすることは有用と思われるところ、輸出振興に資する産業が中心となるジャカルタ地区と対比する形で、地場産業振興の観点からクラフトデザイン（土産物など）が中心となる地域（ジャワ島など）を取り上げることを提案し、先方の意向を聴取することとする。

2) 先方受入体制の確認

本件調査にかかる「イ」側関係機関としては、デザインカウンスル、デザインセンター、協同組合・小企業省、工業商業省、科学技術省、教育文化省、各種デザイナー団体、教育機関（バンドン工科大学等）等多岐にわたり、これら機関の役割等を把握する必要がある。また基本的にはデザインカウンスル（デザイン政策にかかる審議機関）、デザインセンター（具体的な活動を行う実施

部隊)がメインカウンターパートとして調査団に対応することになるが、いずれの機関も協同組合・小企業省が事務局となっており、同省が他省・団体を適切に調整できるのか見極める必要がある。

なお本件調査に対応して、「イ」側は既にSteering Committee (デザインカウンシルのメンバーが中心)、Executing Committee (デザインセンターのメンバーが中心)を設置している模様であり、これらの委員会の機能、協力体制についても確認する。

これら委員会の存在は政策論議を行う上では有効と思われるが、一方でこのような形式的な委員会がカウンターパートということになると、調査団の手足となって協力してくれる「事務方」が確保されるかが懸念され、この点についても確認を要する。

3) S/W署名にむけての準備

本件調査の位置づけを説明し、案件の採択が正式に決定しているものではないことを明らかにしつつ、(採択された際の)今後の流れを説明するとともに、S/W中のアンダーテイキングの内容に問題がないか確認する。

4) セミナーの開催

「イ」側のデザインおよび本件調査に対する意識を喚起するとともに、調査のアウトプットについてのイメージを関係者と共有することを目的としたセミナーを開催する(セミナー用資料別添)。具体的な内容としては、デザイン政策団員による「日本のデザイン振興策の紹介」、地方デザイン団員による「地方公共団体によるデザイン振興への取り組み事例の紹介」、「イ」側代表者による「インドネシアにおけるデザイン振興取り組みの展望」のプレゼンテーションを内容とし、「イ」側政府関係者、デザイナー団体、教育関係者、産業界の代表等を幅広く対象として実施することとしたい。

5) デザインの実態、振興策の把握

デザインセンターを中心として「イ」国において過去行われてきたデザイン振興にかかる活動をレビューする。また(専門家のアレンジ等を通じ可能であれば)現地の企業等を訪問し、「イ」国のデザインの水準を把握することとする。

B. その他の案件

1) 新規工業案件3件

新規に要望が上がっているバンドン工業団地開発計画、ピアック島産業振興計画、生産性向上マスタープランにつき、要請内容の詳細、国家開発計画における位置づけ、案件間のプライオリティづけ等を確認する。

2) 電力関係

電力関連要請案件のプライオリティにかかる先方意向聴取は11月のコナエハ水力発電計画の事前調査時に同時に行うこととするが（インドネシア事務所了解済み）、今次調査においては日本側関係者（派遣専門家、OECD、コンサルタント会社駐在員等）との意見交換を行い、民活案件が主流となっている中で今後「イ」国への電力案件の援助をどのように取り進めていくかを検討する上で基礎とすることとする。

(6) 主要面談者

デザイン振興計画関連

Drs. Subiako Tjakrawerdaja	Minister, Ministry of Cooperatives and Small Enterprises
A. Sidik Prawiranegara	Secretary General, Ministry of Cooperatives and Small Enterprise Development
Mr. Anwar Supriyadi	Director General of Small Enterprises Development, Ministry of Cooperatives and Small Enterprises
Ir. J.M. Sihombing	Counsel to the Minister on the Business Networking and Partnership Development, Ministry of Cooperatives and Small Enterprises
Ir. Atih Surjati Herman	Head, Agency for Development of Small Industry
Widagdo	Chairman of Indonesia Design Council
Sri Hardjoko Wirjomartono	Design Council Member from Ministry of Education
Solichin Gunawan	Design Council Member from Indonesia Interior Designer Association
Ir. Eiko Whismulyadi	Head, Bureau for Cooperative Foods and Business Development, BAPPENAS
Dr. Dipo Alam	Head, Bureau for Industry and Trade, BAPPENAS
Ir. E. Sirait	Department of Industry and Trade, Agency for

Mrs. Siti Soeprapti

Development of Small Industry

Director for Small Scale Industry, Ministry of
Cooperatives and Small Enterprises

R.A. Koos Arumdanie

Indonesia Design Center

西郷 好幸

Advisor of Industrial Design, Research and
Development Dept. , P.T. National Gobel

生産性向上マスタープラン関連

Ratna Djuwita Wahab

Advisory Export to Minister, For National
Manpower Planning Affairs, BAPPENAS

在インドネシア日本大使館

八山 幸司

二等書記官

JICAインドネシア事務所

諏訪 龍

所長

佐々木 弘世

次長

川端 岳郎

所員

竹内 智子

所員

水戸部 洋一

短期専門家

川合 和彦

長期専門家

(7) 調査結果

A. デザイン振興計画

対処方針に従い、調査・協議を行い、協同組合省ANWAR SZUPRIJADI小企業育成総局長と辻調査団長との間でミニッツの署名を行った。主要な調査結果・合意内容は以下の通り。

1) 調査の位置づけ、性格

先方関係者はデザイン振興計画をインドネシア製品の国際競争力強化、中小企業の育成、サポーティングインダストリーの育成、デザイン関連の人材育成等の大局的な課題と結びつけて位置づけていることが改めて確認された。従って調査の実施にあたってはデザインセンターの運営計画という狭い範囲にとらわれず、政策面にも十分に踏み込んだ包括的な調査を行うことで、これらの課題の解決に貢献するよう留意する必要がある。

また協議の席上、インドネシアにおいては中企業（固定資産額50億円以下または売上額10億円以下と定義される。）が600社程度と著しく少なく、部品等を輸入に依存せざるを得ない状況であり、大企業、中企業、小企業のバランスが取れた安定的な産業構造を目指す必要があることが指摘された。これ

を受け、調査においてはこの600社の中企業を重点的に調査対象として取り上げることが望ましいと考えられるとともに、政策提言においては中小企業と大企業のリンクといった点にも配慮していく必要があると思われる。

2) 調査の枠組み

別添の図を用いて、調査のコンセプト、フローについて説明し大枠で理解を得た。今後は企業や消費者を対象としたアンケート・インタビュー調査の具体的方法論、技術移転の方法等について詰める必要があるだろう。

3) 調査対象セクター

調査の対象セクター（概況調査を行うセクター）については、中小企業が主要な裨益者となること等の基準に配慮しつつ選定を行った結果、コンセプトを示した図中に記載のある9つのセクターのうち、①テキスタイルデザイン、②ファッションデザイン、③ジュエリーデザイン（デザイナー自身の資質による部分が大きく、調査を行うのになじまないと共に、インドネシア側自身の努力によりデザイン振興のための取り組みが行われているとのコメントが先方よりあった。）および④パブリックイベントデザイン（大企業が中心の分野との説明があった。）を除き、①インテリアデザイン、②パッケージデザイン、③インダストリアルデザイン（家電製品）、④インダストリアルデザイン（機械部品）、⑤クラフトデザインを対象とすることとした。なお、インダストリアルデザイン（機械部品）は当初自動車二輪車産業としていたものを、中小企業重視という観点及び「イ」国自動車産業の国民車問題という政治的懸案事項に配慮して表現を改めたものである。

さらに上記合意を踏まえ、本格調査の対象とする企業を特定するために、企業リスト、セクターの生産統計を提出するよう要請した。

4) モデルサブセクター

マスタープランの1コンポーネントである特定産業のケーススタディとして取り上げるモデルサブセクターについては当方より総数を3セクターとして、うち2つをS/Wに明記、もう一つを本格調査期間中にコンサルタントチームとインドネシア側の協議を経て決定することを提案し合意を得た。さらに事前に決めるべき2セクターについては家具産業（中小企業中心のセクターであると共に、輸出がねらえ、かつ比較的短期間で目に見える効果が現れやすいと判断される。）および家電製品（やはり中小企業中心であり、サポーターインダストリーの振興にもつながる。）を取り上げることを提案し好意的に受け入れら

れた。さらにパッケージデザインのプライオリティが高いことがインドネシア側から述べられ、当方として検討の上問題ないと判断されるのであれば、これを加えた3つをS/W中にモデルセクターとして明記することも検討に値すると思われる。概してモデルセクターの選定においては、当初予想されたほど、機関ごとの思惑の違いも見られずあっさり決まったとの印象であった。

5) 調査対象地域

当方の予算上の制約、先方の早期に調査の提言を得たいという希望に鑑み、調査対象地域をある程度限定しなくてはならないことについて合意を形成した。対象地域として、首都であるジャカルタは当然対象になるとして、他の地域をどうするかという点については調査対象セクターの企業の立地状況等にも配慮して、次回調査時に決定の上、S/W上に明記することになる。なお対象地域はジャカルタを含め2、3地域とすることで合意を得ている。

6) カウンターパートの適性

当初、各省庁の深い関与が必要なこの案件を協同組合省が適切にさばけるのが懸念されたが、同省のカウンターパートは大臣顧問であるシホンビン氏を始め非常に精力的に調査団に協力し、本格調査のメインカウンターパート機関として適格であると判断される。また本調査のためにすでに設置されているSteering Committee、Executing Committeeのメンバーについて、当初工業省の中小企業庁以外の局のメンバーが入っていないことが懸念されたが、シホンビン氏がこれらの局を含む必要と判断される機関のメンバー追加することを確約したため、ミニッツにて確認した。

7) S/Wのアンダーテイキング

先方に対し、本件調査の位置づけ（特にプロ形の段階であり採択が正式に決定したわけではないこと）を説明し理解を得ると共に、（採択されれば）次回ミッションにおいてS/Wを署名する予定であることを説明、その中のアンダーテイキングの条項を提示し、インドネシア政府としてこれを受け入れることに問題がないことを確認した。

8) セミナーの開催

8月29日に日本のデザイン振興政策の紹介、インドネシア側のデザインセンター構想の紹介を通じ、本調査およびデザイン振興への関心を喚起することを目的としたセミナーを開催し、先方政府関係者等50名程度の参加を得、無

事終了した。

9) 現地企業視察

ナショナルゴベール社を訪問し、インドネシア企業のデザイン開発の現状、問題点等につき調査した。

10) その他

協同組合省は本ミッションのミニッツをバベナスに提示し、何らかの進展があったことを示すことで予算措置を図ろうとする等、本件の実施に非常に積極的であることが確認され、当方としてもインドネシア経済の現状等に鑑み、本件を早急に採択、実施することが適当と考えられる。

B. その他案件

1) 生産性向上マスタープラン

バベナスの担当者から本件の概要について調査を行った。

2003年に控えたAFTAの発効、さらにはWTOへの加盟を控え、製品の国際競争力強化が急務となっており、そのために生産性の向上が必要というのが先方の基本的認識である。「イ」国の現状としては官民の関係機関から成る生産性向上評議会が政策決定機関として存在しているが、組織間の協調が不十分であり、現実的に機能していない状況である。また労働力の教育水準の向上が必要である点が繰り返し強調された。

生産性向上の必要性を痛感しながらも経験不足から具体的な取り組み方が分からず他国の事例を参考にしたいとの意向を有している（特に過去にJICAがシンガポールにおいて協力した事例に関心が強く、将来的には同国のような生産性センターを設立したい模様）。

本件については当地に派遣されている民活専門家の協力を通じ、調査の内容について詰めた上で、改めて調査団を派遣することが適当と考えられる。また当方より調査の実施にあたっては対象となるセクターを絞り込む必要がある点を説明した。

(8) 団長所感

1) デザイン振興計画

インドネシアは、近隣のマレーシア、タイ、フィリピン等と比較しても産業の国際競争力が劣っているとの認識している下、2003年に控えたAFTAまでの間に国際競争力強化、輸出企業の育成が緊急の課題となっている。特

に、大企業が経済活動の中心となっている経済構造を転換して、中小企業育成のよる大企業、中企業、小企業の重層的構造が経済の競争力強化には不可欠の要因と考えている。その点では、JICAが1996年から1997年までに実施した裾野産業振興計画の開発調査の結果をもとに、人材育成、生産性向上を行う産業政策の具体化を急いでいる。デザイン振興計画にかかる開発調査もデザイナーの育成そのものが目的ではなく、デザイン振興を通じた中小企業の育成・振興を最も重要視している。したがって、デザイン振興計画の策定においては裾野産業育成計画等との連携を保ちつつ実施することが望ましいと考えられる。

協議においては、開発調査を進める際の全体のフレームワーク、手順について日本側の案を説明し、大筋において受け入れられた。調査の対象とする産業サブセクターの選定については、中小企業振興として対象となる企業が存在すること、デザイン振興によって競争力強化が期待されることを選定基準として協議を行い、

- ①インテリアデザイン
- ②パッケージデザイン
- ③インダストリアルデザイン（家電製品）
- ④インダストリアルデザイン（機械部品）
- ⑤クラフトデザイン

の5分野について対象とすることで同意した。当初、対象分野の候補として揚げられていたテキスタイル、ファッション、ジュエリー、イベント・サインデザインの各産業分野については、インドネシアが独自に振興できる分野であるとして対象外とした。インダストリアルデザイン（自動車、モーターバイク）については、インドネシア側から裾野産業振興には極めて重要な分野である旨の発言があり、協議した結果中小企業の存在する可能性があるのは機械部品産業の分野であることが明らかになったので機械部品として対象とすることで同意した。

モデルセクターは、デザイン振興に係る政策の内容をより具体的に調査・提言し、かつ、開発調査の中でセミナー等により具体的な技術移転を実施する調査分野である。モデルセクターとしては、フレームワークについての協議の中で3分野を取り上げることで同意を得たが、できる限り効率よく早期に開発調査を実施して結果を出すために、開発調査を始める前に2分野を決め、開発調査の途中でポテンシャルのある1分野を追加すること、2分野として木製家具、家電製品を取り上げることで同意した。その際、インドネシア側からはパッケージデザインの重要性が強調されて追加の1分野に入れるべく要望があり、調

査団としては、モデルセクターの3分野として開発調査の当初から木製家具、家電製品、パッケージデザインを採択することが早期の実施上望ましいと考える。

開発調査を実施する地域としては時間的制約、予算的制約から2、3地域に絞ることで同意し、そのうちの1地域をジャカルタとし、それ以外の地域については次の協議の際に決定することとした。

また、カウンターパートとして、協同組合・小企業大臣命令で組織されたデザインカウンシルがその任に当たることが決定しているが、裾野産業との連携を取るために前回の裾野産業振興計画のカウンターパートであった部局を含め、関係部局を追加することで同意した。

今回のプロジェクト形成基礎調査の結果、デザイン産業振興計画の開発調査について、インドネシア側の関係機関の密接な連携・調整が既に行われていること、協同組合・小企業大臣を初めとしてBAPPENAS、工業省等の関係機関が早急な実施を望んでいること、既に開発調査を受け入れるための予算措置が講じられていること等インドネシア側の受け入れ体制が確立していることが確認された。また2003年のAFTAに向けてインドネシアとして産業の競争力強化が緊急の課題であることを勧案するとデザイン振興計画を本年度中に採択することが妥当であると判断される。さらに開発調査実施にあたっては効率よいスケジュール管理により早期の実施を心がけることが肝要である。

2) 生産性向上マスタープラン

2003年のAFTAに向けて、生産性の向上が緊急の課題となっており、大統領令で生産性向上のための閣僚クラスのボードが置かれているが、全体の青写真となる計画がないためにワークしていない。日本の民活専門家がシンガポールの生産性センターをモデルに生産性本部の設置を中心とした案をリコメンドしているが、アイデアに止まっており、生産性本部の必要性、機能等の具体的な内容がはっきりしていない。現在各国の生産性向上の状況を調査した報告書ができているだけで（日本語に翻訳中）それ以上の活動はなされていない。特に、対象とすべき産業セクターについても絞り込みが行われておらず、今後「イ」側で国際競争力を考慮して開発調査として実施する分野を特定し要請することになる。

来年度は、各省に分散されている生産性関連の専門家をバベナスに集中させて具体化を進める方針で、来年度要請としては専門家派遣を要請し、開発調査については平成11年度以降になる予定。

しかし、同案件は2003年までに生産性向上を実現しなければならない課

題であることを考慮すると、正式要請が有り次第迅速な対応が求められること、労働省、商工業省、協同組合省等複数の省庁が関係しているために関係省庁による委員会の体制の確立が必須の要件であること等、今後本案件については十分なフォローが必要である。

3) バンドン工業団地

裾野産業振興の具体策としてバンドンに裾野産業の集積地としての工業団地を建設中で、第一期工事として7ha、第二期工事として17haを計画している。この工業団地に立地する中小企業への各種技術サービスを実施する組織ISEC (Industrial Services and Technical & Engineering Center) を設立する計画であるが、現在はトレーニングセンターの建設予算しか手当されておらず、当初計画した金属センター、情報センターの予算の手当が成されていない状況にある。

日本への要請は、この工業団地に集まる中小企業への融資、及びISECへのグラントによる施設供与を希望している。当方より、JICAによるグラントは期待できないこと、融資についてはJICAはファイナンス機関ではないので、OECFインドネシア事務所を紹介し、コンタクトを取るよう勧めた。バンドン工業団地内にはプロ技として鑄造技術分野裾野産業育成計画が進みつつあるが、実施の際にはISECとの連携が図られることが好ましく、その点では機材整備についてもインドネシアのカウンターパートとのすり合わせが必要であろう。

4) 省エネルギー計画

平成9年度において、商工業省、鉱山エネルギー省の両省から提出されていた省エネルギー促進の開発調査をバペナスが調整をした結果、平成10年度に商工業省R&Dセンターから提出されることとなった。要請内容は、セメント産業の省エネルギー対策に限定して提出されるとのこと。

このほかにR&Dセンターからは、ジャワ島以外の地域にある中小企業の排水及び排ガス対策をクリーナープロダクションの考えに沿って実施する公害対策案件の説明があった。一例として、クラムラバー産業、パーム油産業から排出される排液対策等をプロセス全体を見直すことで、中小企業の公害対策、省エネルギー、生産性向上を実現したいというもの。特色としては、環境省は規制の観点からの公害対策を講じることになるが、商工業省としては中小企業をサポートする観点から実施したいということである。

説明の内容では、関係する官庁が多いようであるが調整は取られていないよ

うで来年度案件として政府から要請ができるかどうかは不確定と考えられる。

5) ビヤック島産業振興計画

本年7月にJICA基礎調査部によりプロ形調査団が派遣されており、調査団として、政治色の強い案件であり来年3月の大統領選の結果を踏まえるほうがよいこと、案件としてはBHNとして当面、上水道整備案件がふさわしいとの結論を出している。従って、前の調査団とさして間を置かず訪問することは悪戯にインドネシア側の期待を高めることになること、調査団の整理では上水道整備が当面の方策であり鉱工業案件として実施できるまでは時間を要すこと等の理由で訪問しないことになった。

6) 電力案件

鉦山エネルギー省の専門家からは、インドネシアのコンサルタントの技術的能力も上がってきたので開発調査の際には現地コンサルタントの活用を考慮してほしいとの要望があった。協同組合省の専門家からは、地方電化がこれからの課題であり、そのために地域を限定した再生可能エネルギーの賦存量の調査を来年度案件として提出しているとの説明があった。

2. インドネシア政治経済の概況

(1) 政治情勢

1. 政治体制

(1) 政体

共和制（1945年 オランダから独立）

(2) 元首

スハルト大統領（68年3月～、6期目、任期5年）

同大統領は93年3月10日、国民協議会により全会一致で大統領に6選。

98年任期満了、再選の見込み。

(3) 内閣

大統領が行政府の長、内閣は大統領の補佐機関。

主要閣僚：サレ・アフィフ経済・財政・監察担当調整大臣、ハルタルト生産・流通担当調整大臣、アリ・アタラス外務大臣、アリウィボウ工業・商業大臣、スピヤック協同組合・小企業大臣、スジャナ鉱山エネルギー大臣、ギナンジャール国家開発企画担当国務大臣兼国家開発庁長官、ハビビ研究技術担当国務大臣。

(4) 議会

a) 国民協議会（国権の最高機関、5年に1回開催、正副大統領選出）

1,000議席（任期5年）国会議員の兼任と大統領任命による議員が半々。

b) 国会（一院制。法律の制定改廃、予算の承認等）

500議席（任期5年）

民選議員（比例代表制）425名

大統領任命国軍議員 75名

c) 選挙（97年5月29日与党ゴルカル大勝）

(5) 外交

非同盟中立主義、積極自主外交

2. 政治の特徴

(1) インドネシアの政党は与党のゴルカル、野党の開発連合党、民主党の3つしかない。野党は、自立した政党とはいえないほどの政府の干渉を受けている。

党首の選出に始まり、議員候補の選考にまで、「法律」に基づいて政府が干渉が干渉している（政治5法による政権の防備）。例えば、反政府的な人物には議員資格が与えられなく、選挙活動全体が政府の厳しい監視下に置かれる。

(2) 97年の選挙の結果、現在の各党の議席数は、ゴルカル325名、開発連合党89名、民主党11名となっている。そのため、たとえ上記の政治5法の改正要求が出て、改正されることはありえない。

(3) また、インドネシアの政治には軍の治安機構が大きく貢献している。インドネシア国軍は法律（82年の国軍基本法）により、本来の任務である国防・治安及び政治、社会的な国内の開発にあたることが認められている。また、国会議員500名のうち100名は大統領任命の国軍代表議員となっている。これは国軍の2重機能と呼ばれる。もし、ある組織が法事国家であるインドネシアにおいて、政府の許容範囲を超える行動を起こすと、いつでも軍・警察が出動し取締りを行える。

3. スハルト政権の概説

(1) スハルト政権は68年に発足し、93年3月の選挙で連続6期当選を果たしており、内政は総じて平穏に推移している。スハルト政権は、「積極自主外交」を唱え、非同盟中立路線を外交の基本としつつ、我が国、米国、欧州などの西側諸国との関係緊密化、ASEAN重視を外交方針とする一方で、旧ソ連、東欧諸国との友好関係も維持しており、対外関係の多角化を目指している。中国とは90年以降外交関係が再開され、また、インドネシアは92年9月ジャカルタにおいて非同盟運動首脳会議を主催した。

94年11月にはアジア・太平洋経済協力（APEC）非公式首脳会議をインドネシア・ボゴールで開催し、スハルト大統領の強力な指導のもと21世紀へ向けての域内の貿易・投資の自由化促進を謳った「ボゴール宣言」をまとめあげインドネシアの国際的地位は一段と高まった。95年11月に大阪でAPEC非公式首脳会議が開催された際にスハルト大統領が来日した。

(2) 経済事情

1. 最近の経済情勢

(1) 96年の経済成長率は95年の8.2%を下回る8.0%。97年も同程度と予測。

<経済成長率(出所:イ中央統計局)>

94年7.5% 95年8.2% 96年8.0%

<国内総生産(出所:IMF/IFS)> ※はイ中央統計局

GDP : 2,258億ドル(96年)

一人当たりGDP: 1,155ドル(96年) ※

<消費者物価上昇率(出所:イ中央統計局)>

94年9.2% 95年8.6% 96年6.5%

(2) 輸出、輸入ともに堅調な伸びを示している。

<貿易(出所:IMF/IFS)> (単位:百万ドル)

	輸出	輸入(CIF)	収支
92年	33,967	27,280	6,687
93年	36,823	28,328	8,495
94年	40,054	31,985	8,069
95年	45,417	40,629	4,788
96年	49,814	42,929	6,885

(3) 経常収支は赤字基調(貿易外収支赤字)、過熱気味の好景気、高いインフレ率。

(4) 2003年を目標とする大幅な関税引き下げを中心とする規制緩和パッケージ等、制度面では、インドネシアの貿易投資規制は大きく自由化に向けて政策転換。

(5) インドネシア通貨ルピア

バンク・インドネシア(中央銀行)は97年8月14日、自国通貨ルピアの為

替レートの決定を市場に委ねるフリーフロート制に事実上移行することを発表。

中銀の発表を受けて、ルピアの対ドル・レートは発表直前の2,637ルピア／ドルから一気に2,815ルピア／ドルに下落、一旦2,700ルピア／ドル台半ばまで戻したものの、翌8月15日の午前中に再び下落し、一時2,995ルピア／ドルを付けた。発表後2日間で最大12%下落したことになる。

<インドネシア・ルピア動向（出所：PT Asian Development Securities）>
ルピア対米国ドルレート（1997/6.30～8.12）

日付	スワットレート	日付	スワットレート	日付	スワットレート	日付	スワットレート
6.30	2,431.0	7.21	2,640.0	7.29	2,570.0	8.6	2,590.0
7.1	2,432.0	7.22	2,590.0	7.30	2,576.0	8.7	2,585.0
7.2	2,433.0	7.23	2,550.0	7.31	2,607.0	8.8	2,590.0
7.16	2,477.5	7.24	2,613.0	8.1	2,609.0	8.11	2,610.0
7.17	2,449.5	7.25	2,608.0	8.4	2,600.0	8.12	2,610.0
7.18	2,508.0	7.28	2,590.0	8.5	2,595.0		

(6) 94年は、対前年比で3倍となる237億ドルの外国投資を記録。さらに95年は対前年比68%増の399億ドルで、史上最高だった94年の記録を更新。しかし、96年は、前年と比較して欧米、豪州からの石油精製を中心とする巨大プロジェクトの減少等により、前年比25.1%減の299億ドルと減少。

<インドネシアへの外国投資（出所：BKPM）>

92年	103億ドル	93年	81億ドル
94年	237億ドル	95年	399億ドル
96年	299億ドル		

2. 日・インドネシア経済関係

(1) 貿易：石油等の天然資源の輸入（石油第4位、LNG第1位）が多く、我が国の入超が続いている。（輸出：輸入＝4：6）

- ・ASEANの中では：輸入相手国として第1位、輸出相手として第4位
- ・世界の中では：輸入相手国として第4位、輸出相手として第12位

<我が国との貿易関係（出所：通関統計）>

	対イ輸出	対イ輸入	収 支
92年	56億ドル	122億ドル	△67億ドル
93年	60億ドル	125億ドル	△65億ドル
94年	77億ドル	129億ドル	△52億ドル
95年	100億ドル	142億ドル	△42億ドル
96年	91億ドル	152億ドル	△61億ドル

<日・インドネシア主要貿易品目（出所：通関統計）>

（96年、単位：百万ドル）

我が国からの輸出	自動車部品	695 (7.7%)
	鉄鋼	623 (6.9%)
	内燃機関(除く航空機用)	580 (6.4%)
我が国からの輸入	液化天然ガス	3,681 (24.2%)
	原油及び粗油	2,347 (15.5%)
	合板	1,619 (10.7%)

(2) 我が国は、累計ベースでインドネシアにとっての最大の投資国。近年、我が国からの投資は拡大しており、95年は対前年比で2.4倍の38億ドル。96年も対前年比2倍の77億ドルと順調に推移している。

<日本のインドネシアへの投資（出所：BKPM）>（許可・認可ベース）

累計投資額 278億ドル（96年12月末累計、1967年以降）

<対インドネシアへの投資の推移（出所：BKPM）>

年度	1993	1994	1995	1996	累 計	世界に占める日本のシェア
件数	54	75	135	145	919	19%
金額	836	1,563	3,792	7,655	27,770	16%

(3) 我が国最重点援助国のひとつ。2国間政府開発援助（ODA）は、我が国第1位の対象国。

<経済協力>

円借款供与額 約29,876億円【交換公文ベース】（96年度までの累計額）

(3) アセアン域内協力 3スキームの概要

アセアン自由貿易地域：AFTA (アフト)

目的 アセアン域内の貿易の促進を図るため、域内関税を2003年までに0～5%に引き下げるもの。(92年1月合意)

スキーム ・共通実行特惠関税制度(CEPT)の対象品目として、促進プログラム(ファーストラック)と通常プログラム(ノーマルトラック)に分類。適用除外品目も規定。
・促進プログラムのうち、関税率20%以下のものは98年までに、20%超のものは2000年までに、0～5%に引き下げ。
・通常プログラムのうち、関税率20%以下のものは2000年までに、20%超のものは2003年までに、0～5%に引き下げ。

その他 ・ヴェトナムは、95年にAFTA参加を表明。

アセアン産業協力学キーム：AICO (アイコ)

目的 域内の製造業育成・部品産業の補完を図るため、対象製品の関税を0～5%に設定するもの。(96年4月合意)

スキーム ・域内資本30%以上の企業を対象とし、AICO企業間で取引される部品、製品に対し、0～5%の関税を適用。
・30%以上の資本要件は、域内での技術移転等の協力プログラムを有している場合には、免除される。
・関税以外の恩典についても付与できるとされている。

その他 ・BBCスキームの廃止議論の中で、構築されたスキーム。
・現在、運用規定の詳細を議論しているところであり、不明な部分が多く残されている。

自動車部品相互補完：BBCスキーム

目的 域内の自動車産業育成と域内部品の流通を促進させるため、関税率を50%以上減免するもの。(88年10月合意)

スキーム ・域内自動車メーカーの車種毎に対象とする部品輸入計画を作成。
・輸出国/輸入国の認可を基に関税の50%以上を減免。
・対象部品は、域内付加価値比率が50%以上のもの。

その他 ・タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシアで運用。
・AICOスキームのスタートにより、終了予定。

AFTA資料 ①

ASEAN自由貿易地域 (AFTA=ASEAN FREE TRADE AREA) について

1. 経緯

1992年1月のASEANサミットのシンガポール宣言において2008年までに共通実効特惠関税を用いたASEAN自由貿易地域を創設する旨合意。

1993年10月のASEAN経済閣僚会議 (AEM) において、約3万2千品目の関税を2008年までに引き下げることを決定。

1994年9月のAFTAカウンシルにおいて、2008年から2003年への期間の前倒し、農産品への適用拡大を決定。

1995年9月のAFTAカウンシルにおいて、非加工農産品への適用拡大、関税引き下げスケジュールの前倒し等の検討を行うことを決定。

1996年4月のAFTAカウンシルにおいて、2000年までにCEPT対象品目の関税を0～5%に引下げるとともに、2003年までには一律0%に引下げること前向きに検討することとした。

2. 概要

CEPT (共通実行特惠関税、COMMON EFFECTIVE PREFERENTIAL TARIFF) をAFTA実現のためのメカニズムとし、具体的には、1993年から10年にわたってすべての製品に対する域内関税を引き下げ、またそれらに対する非関税障壁を廃止するもの。(当初は15年間、94年9月10年間とされた。)

(1)対象品目

工業製品、農産加工品、非加工農産品、資本金の категорияに属するASEAN原産品。非加工農産品については、95年9月のAFTAカウンシルで、1996年1月には1358品目 (非加工農産品の68%に相当) がCEPTへ含まれることとなった。

ASEAN原産品の定義は、ASEAN内から最低40%の現地調達率を達成しているもの。

(2)関税引き下げスケジュール

①NORMAL TRACK (FAST TRACK品目以外に適用)

関税率20%超の品目 : 5年以内に20%以下とし、後の5年間で0～5%に削減
関税率20%以下の品目 : 7年間で0～5%に削減

②FAST TRACK

関税率20%超の品目 : 7年間で0～5%に削減
関税率20%以下の品目 : 5年間で0～5%に削減

各年の引き下げ率は各国が決定する。

(3)その他

①特定国の特定品目についての対象除外（暫定的なもの、恒久的なものあり）を認める。

なお当初、産業への深刻な影響、外貨準備の急減等の支障がある場合は一時的な例外品目として8年間の除外を認めていたが、94年10月、一時的な例外品目は20%毎の減少と、2000年（すなわち95年から5年間）には一時的例外品目はなくなることになった。

なお、95年9月のAFTAカOUNシルにおいて、一時的除外リストからCEPTへの最初の組入れ（有機・無機化学品、プラスチック等）が承認された。

②輸入数量制限、非関税障壁の撤廃。

3. その他

(1)実施体制

AFTAカOUNシル（閣僚レベルでの協議会）がCEPTの実施のモニター、調整を行う。

(2)95年12月までに「アセアン通関協力合意」を作成することで合意。

(3)紛争処理の能力を有するAFTAユニットをASEAN事務局に設置。

(4)宣伝活動の強化。

(5)95年7月にASEANに加盟したヴェトナムについては、1996年～2006年の関税引き下げイニシャルパッケージに合意。

(6)95年9月ASEAN外相会議のブルネイ・ボルキア国王提案（2003年から2000年への短縮）を受けて、各国がその可能性を検討

(注) 上記(3)(4)は94年9月の決定、(2)(5)(6)は95年9月の決定。

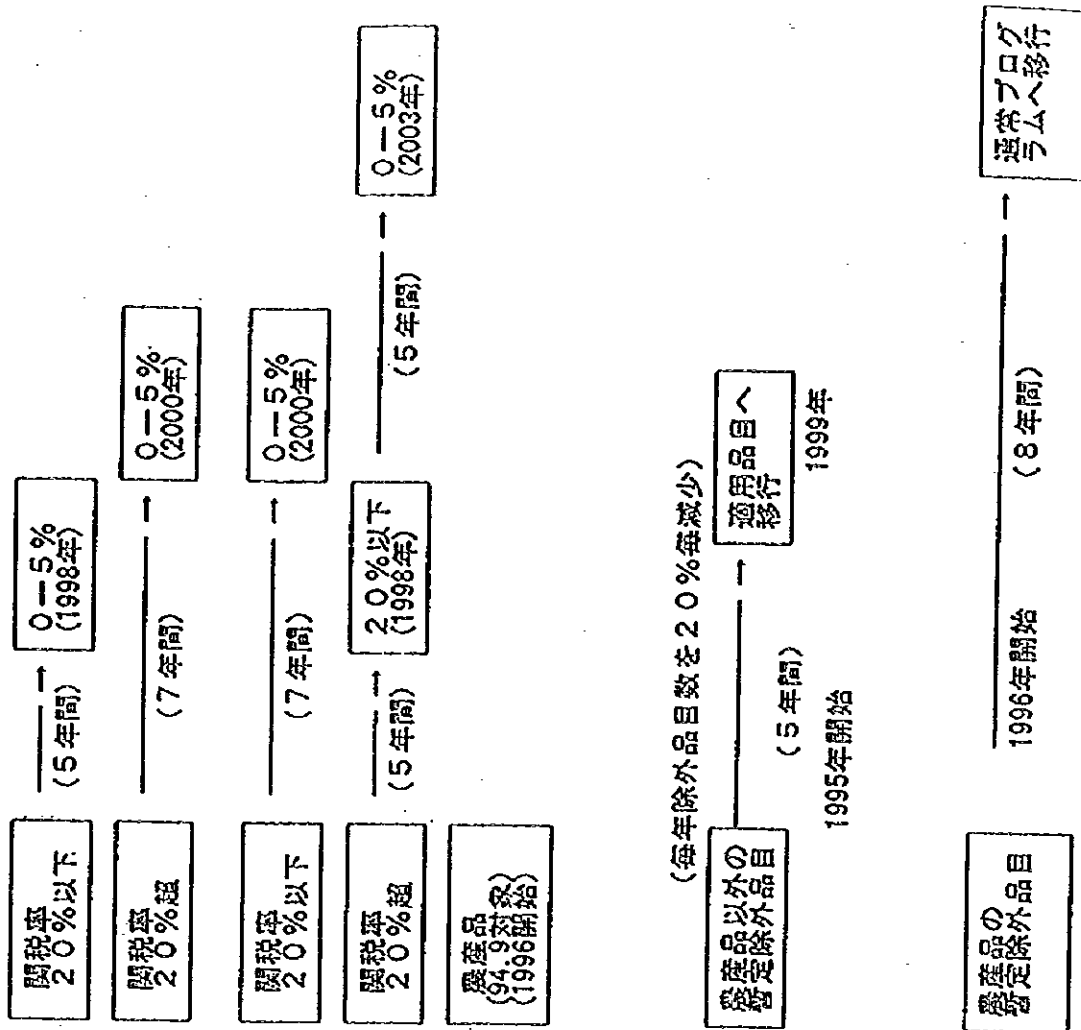
AFTA (ASEAN Free Trade Area)

1993 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003

促進プログラム (First Truck) : 15 品目
 植物油、セラメント、化学品、医薬品、セラムック及びガラス
 肥料、プラスチック、ゴム製品、皮革製品、パルプ、繊維、
 宝飾品、銅製陸産、エレクトロニクス、木製家具

通常プログラム (Normal Truck)
 上記以外の工業製品、農産加工品、農産品

例外品目、暫定除外品目、適用除外品目
 ・ 一般的例外品目 (安全保障、公徳の保護、芸術的・歴史
 的に保護の必要のある品目)
 ・ 暫定除外品目 (Temporary Exclusion List) 94. 9改正
 1) 農産品以外の暫定除外品目
 (例示) 機械器具、ゴム製品など
 フルナイ ラス、プラスチック、化学製品など
 インドア 木材、パルプ、紙など
 プライア アパレルなど
 ファイバ 電気機器、植物油など
 タイ
 2) 農産品の暫定除外品目 (525 品目) (95. 4月時点)
 ・ 適用除外品目 (Sensitive List)
 農産物 (282 品目) (95. 4月時点)



ASEAN自由貿易地域
(AFTA: ASEAN Free Trade Area)

1. 目的

AFTAは域内の関税障壁、非関税障壁を引き下げることにより、成長めざましいASEAN域内の経済の一層の活性化を図ることを目的としている。

具体的には以下の3点。

- (1) 外資の継続的流入を促進する上での投資機会の創出
- (2) 先進国向け輸出の頭打ちを補う域内貿易の拡大
- (3) 域内産業の国際競争力強化

(注) CEPT対象製品の域内輸出は、95年上期は255億ドルに達し、これは94年同期の210億ドルより、21.4%増加している。(ASEAN域内におけるCEPT対象製品の割合は80%以上)

2. 背景

- (1) EC, NAFTA等他の経済統合の動き
- (2) 米国内の保護主義的動き
- (3) ASEAN以外の地域(中国等)への直接投資のシフトの懸念
- (4) 1980年代におけるASEAN諸国の急速な工業化及びそれに伴うASEAN諸国間の経済格差是正
- (5) ASEAN地域の工業製品分野における相互補完関係の萌芽

3. 経緯

- (1) 92年1月: 第4回ASEAN首脳会議において、共通有効特惠関税(CEPT)の実施を通じてAFTAを創設する旨共同宣言。CEPT協定採択。
- (2) 92年11月: AFTA93年1月発足決定。
- (3) 94年9月: ASEAN経済閣僚会議(AEM)で関税引き下げ期間の5年短縮(2008年から2003年へ短縮)を決定。
- (4) 95年4月: AEMで農産品を含めた域内関税引下げの96年1月実施を合意。
- (5) 95年9月: AEMで96年1月から実施予定の関税引下げ対象リストを承認。同時に、関税引き下げ期間の更なる前倒し(2000年まで)の検討を開始。
- (6) 95年12月: 第5回ASEAN首脳会議において、AFTA域内関税引き下げの前倒し実施(AFTAの加速化)、サービス及び知的所有権に関する枠組み協定等について合意。

4. CEPT(Common Effective Preferential Tariff)の動向(p7~8参照)

- (1) CEPTとは域内関税制度のことで、同地域は、CEPT協定によって、当初、93年1月1日から15年間(2008年1月1日迄)にわたって原則としてすべ

ての製品（ASEAN原産品）に対する域内関税を0～5％に引き下げること
を目標。（ただし、各国は任意に対象除外品目を設定することができる。）

- (2) その後、94年9月のAEMにおいて、引き下げ期間を10年間(2003年迄)に
短縮することを決定。同時に、これまでCEPT対象外とされていた未加工
農産品についても今後可能な限り対象に含めていく方向で合意。
- (3) 昨年4月のAEMにおいて、農産品を含めた域内関税引き下げを96年1月
1日から開始していくことで合意。なお、未加工農産品の対象品目暫定リス
トがはじめて提出された（未公表）。

(注) 当初の未加工農産品の分類（各国の関税品目ベース）

「関税引下げ対象品目」	1,721品目
「暫定除外品目」	525品目
「センシティブ品目」	282品目
合計	2,528品目

- (4) 更に、同年9月のAEMにおいて、96年1月から関税引き下げ対象となる
CEPT包括リストに40,960品目（ASEAN全関税品目の90％近くに相
当）を組み込むことを決定。

未加工農産品については、96年1月1日までに全ての未加工農産品の68％
に当たる1,358品目が、今後7年以内に20％に当たる402品目がCEPTスキ
ームに組み込まれることとなった。なお、残りの品目については、今後、特
別措置に委ねられることとなった。

また、経済閣僚は、AFTAの実現を2000年までに短縮すべきとのボクスタ
ブ林国王の要請に留意し、加盟国に対し、2000年までに関税率を0～5％と
する品目及び関税率を0％とする品目の増大を要請した。

- (5) 昨年12月の第5回ASEAN首脳会議において、政治・安全保障、経済分
野等における今後のASEAN協力のあり方について記した「バンコク・サ
ミット宣言」が発出されたが、AFTA域内関税制度（CEPT）関連合意
の概要以下のとおり。

なお、AFTAの下での「CEPT協定」の修正に関する議定書は、CE
PTスキームのタイム・フレームが15年から10年に短縮されたこと、未加工
農産品のCEPTスキームへの組み入れ、ASEANのヴェトナムの加盟
等により、95年12月15日の首脳会議で署名された。また、同日、同会議でヴ
ィエトナムは「CEPT協定」等への加入議定書に署名した。

(イ) AFTA域内関税制度の前倒し実施

昨年9月のASEAN経済閣僚会議において、域内の関税率を2003年まで
に原則5％以内にすることが合意されたが、今次会議では、2000年までにで
きるだけ多くの品目について関税引き下げを達成するよう最大限の努力をす
るとともに、2000年までに0％に削減する製品数を拡大することで合意。

(注) A F T A 2000年達成目標 (95年12月決定)

0%の関税品目数	17,423(39.7%)
0%超5%以下	20,987(47.8%)
5%超	5,485(12.5%)
合計	43,895(100.0%)

2000年までに38,410品目が0~5%の範囲に入ることになり、C E P T全対象品目の約88%、A S E A N全関税品目の約81%である。これは、実質上A F T Aが2000年までにほぼ達成されることを示している。

(ロ) 量的規制及び非関税障壁の撤廃

全ての量的規制及び非関税障壁を撤廃し、96年1月1日より開始する非関税障壁撤廃計画を作成する。

(ハ) 基準・認証の透明性の確保

基準・認証のより一層の透明性を確保し、製品基準を国際基準に適合させ、より一層の域内貿易を促進するため、二国間及び多国間ベースによる相互認証協定を促進する事業を96年から開始する。

(ニ) 関税分類の変更等

関税分類をH S 8桁分類とし、97年までにG A T T関税評価を実施する。また、C E P T製品の通関を促進するため、グリーンレイン・システムを創設する(税関手続きの簡素化)。

5. C E P Tの特徴

(1) N A F T A等と異なり、開発途上国間の協定。

(2) 他の協定に比べ、原産地比率は40%と低く設定。

(注) E U ヲジネレビ	の原産地比率	45%
N A F T A	自動車部品の原産地比率	8年後に62.5%

6. 域内のサービス貿易の自由化等

(1) 域内のサービス貿易の自由化については、C E P Tのタイムスケジュールとは別途実施。昨年9月のA E Mにおいて、経済閣僚はサービスに関する枠組み協定案(未公表)に合意。その後、同年12月のA S E A N首脳会議において、次の2つの枠組み協定に署名。

(イ) 「サービスに関する枠組み協定」

A S E A N加盟国は、96年1月から98年1月まで、金融、海運、電気通信、航空、観光、建設、ビジネス等の全てのサービス分野について、域内でW T Oのサービス貿易一般協定におけるコミットメントよりも更に自由化を進めるための交渉を行う。

(ロ) 「知的所有権に関する枠組み協定」

知的所有権分野におけるA S E A N加盟国間の協力強化・促進を目指し、域内の協力取り決め締結の探求、特許システム、商標システム構築の可能性

の探求を内容とする。

- (2) 一般的紛争処理メカニズム (DSM: Dispute Settlement Mechanism) の設置
ASEAN の経済諸協定に関するすべての紛争に適用される一般的紛争処理メカニズムを設ける。

7. WTO 協定との関係

AFTA は WTO 協定との整合性を持ち、多角的自由貿易体制の維持・強化に寄与するもとすることが AEM で確認されている。他方、WTO・CTD (貿易及び開発に関する委員会) における AFTA 審査は未だ行われておらず、AFTA が WTO 協定と整合的であるとの結論は得られていない。

8. AFTA と他のサブ・リージョナリズムとの連携

- (1) AFTA と CER (Closer Economic Relations) との連携

(イ) これは、AFTA と CER (豪・NZ 経済関係緊密化協定) の経済規模がほぼ同等であり、CER の経験をシェアする形で AFTA と CER の協力を進めることが有益であるとのバードン NZ 貿易交渉相兼商業相等の声を受けて、93年11月スパチャイ・タイ副首相が提案したもの。

(ロ) 昨年3月ジャカルタにおいて ASEAN と豪・NZ 間で本件において初めて公式の高級事務レベル会合が行われたが、その内容は、今後の AFTA・CER 間での協力の可能性のある分野について双方の関心事項に関し意見を述べ合ったにとどまるものであった。

(ハ) 昨年9月、本件について初めての閣僚会合である ASEAN/CER 非公式協議を行った。

その中で、ASEAN 経済閣僚は、「WTO の枠組みの中で自由化のプロセスを強化するために多角的貿易システムと両地域の貿易の必要性に対するコミットメントを再確認し、このために AFTA と CER の共通概念である「開かれた地域主義」を反映する自由貿易地域間の地域間結合体を創設する」ことに合意。その他の主な合意事項は以下のとおり。

(a) 情報交換、人材開発、税関事項、基準と適合、貿易・投資の簡便化と促進、競争政策及び産業協力といった分野で協力を行う。

(b) 協力のために様々な分野で情報交換し、以下のような協力のための包括的活動計画を例えば1年以内に完成させることを優先決定。

イ. ASEAN-CER 税関の概要の作成

ロ. 両地域間の貿易・投資のデータベースの結合

ハ. ISO14000 環境証明制度に関する情報交換と強調作業をはじめとする「基準と適合」分野での協力。

(c) ASEAN ワーキング・グループが豪・NZ の窓口と調整作業を行っていくことを確認。

(d) 民間部門を AFTA-CER の作業計画に取り込み、両地域間の民間組織間のネットワーク造りを提唱。

(e) 閣僚は、本件の進展状況を検討するため、次回会合を96年のインドネシアの次回AEMに引き続き開催することに合意。

(2) AFTAとNAFTAとの連携

昨年11月の非公式経済閣僚会議（大阪）において、AFTA参加国とNAFTA参加国（米国、加、メキシコ）が96年に対話会議を開くことが合意された。（新聞情報）

9. BBC(Brand to Brand Complementation)との関係

(1) ASEAN自動車部品相互補完協定(BBC)はタイ、マレーシア、フィリピン、インドネシアの4カ国間で自動車部品を相互に融通し合う場合、それぞれの輸入関税率を半減させるスキームで、ASEAN域内の自動車産業育成を目的として1989年に導入されたもの。

(2)しかし、本年4月のAEMにおいて、BBCをCEPTに収れんされる計画が了承された。

(3)ASEAN各国の自動車部品の関税率はCEPT品目であるが、現時点ではまだ高いため、我が国のBBC参加メーカーは時期尚早との懸念を有している。

(4)昨年9月のAEMにおいて、新ASEAN産業協力スキームが採択、実施されるまでの移行期において、BBCスキームのための全ての新しい提案が既存のスキームの下で手続きがなされること、また、同スキームの下で承認済みのプロジェクトは全て引き続きそのメリットを享受できるということが合意された。

(5)昨年12月のASEAN首脳会議において、CEPTをベースとし「新産業協力スキーム」を実施することとされた。（実施時期未定）

10. ヴェトナムの加盟

(1)昨年7月にASEAN加盟が承認されたヴェトナムに対するCEPT適用については、昨年9月のAEMにおいて、96年1月からCEPTスキームを実施し、2006年1月までに完了させることで合意。同年12月のASEAN首脳会議で了承。

(2)このように、AFTA実施についてヴェトナムの取扱いが特別扱いとなったところ、このような手法は今後のカンボジア、ラオス、ミャンマーがASEAN加盟を含めたASEANとの関係強化をしていく上で前例となるとも考えられる。

(3)ヴェトナムは昨年12月のASEAN首脳会議に先立つASEAN・SOM、AFTA評議会に、96年1月1日より開始するCEPTスキーム対象品目リスト（新聞情報では857品目）とともに、暫定除外品目、センシティブ品目及び一般例外品目リストを提出し、最終的にASEAN首脳会議で確定された。

(4)ケイ・アツ・ケイ貿易次官(AFTA参加準備作業担当)によると、96年から関

税を引き下げるのは、繊維・縫製品、加工食品、手工芸品などが中心になり、未加工農産品は2000年から下げたいとしている。(新聞情報)また、ヴェトナム工業省では、AFTA加盟により当初には労働力コストの点で競争力のある繊維で、後期には既に日米の大手企業がライセンスを取得している自動車などの分野で、経済に好影響を与えると見込んでいる。(新聞情報)

1.1. 第5回ASEAN首脳会議「バンコク・サミット宣言」経済部分(95年12月)に対する評価

経済分野においては、AFTAのもとで行っている各国の関税率削減の前倒し実施に加え、知的著作権保護、サービス貿易自由化、投資自由化等幅広い分野での新たな協力を打ち出した。これらは、80年代にOECDやGATTの場やECの市場統合、NAFTAの形成過程において、国際協調のための枠組みが発案され、90年代に実施に移された先進国にとっても新しい分野であり、成長は著しいとはいえ、加盟国間の経済開発の度合いが多様であるASEANにとっては極めて野心的なプログラムといえる。我が国としては、経済成長による自信を背景に、自国経済の自由化に取り組んでいくASEANの努力を側面的に支援していくとともに、full-fledgedな地域的経済統合に進みつつあるASEANがWTO等の多角的なシステムとの整合性を維持した形で域内協力を深化させていくようASEAN側との対話を強化していく必要がある。

1.2. AFTAの影響

- (1)一般論としては、域外向け及び域内間の貿易創出による域内経済活動の活性化により、全体として、ASEANの市場が拡大すると見込まれる。従って、域内経済の活性化に伴って日系企業のASEAN内の取引が増大する可能性が高い。
- (2)貿易面では、①域内貿易依存の増大に伴う域外からの輸入の減少(日本に頼っていた資本財・中間財の供給が他のASEANにシフト)、②域内経済活動の活性化による域外からの輸入の増加、の両方の効果が生じることが考えられるが、どちらの効果が大きいかについては予測困難な面がある。
- (3)投資については、拡大するマーケットへの拠点作りという観点から、域外からの投資が増加するかどうかは焦点であるが、AFTAが成立すれば、ASEAN域内に生産拠点を置くメリットが増大することから、投資の促進要因となる可能性が高いと考えられる。
- (4)いずれにしても、AFTAはスタートしたばかりであり、実体経済への影響は何とも言えない。しかし、例えばインドネシアでは、AFTAによってASEAN域内からの部品調達等が増加し、日系企業もメリットを受けることとなると見込まれ、企業関係者からは対インドネシア投資の促進に寄与するものと期待されている。

（参考）

1. CEPT実施スケジュール

農産品を含むすべての製品（一般的例外品目を除く）について「早期引き下げ品目」「通常引き下げ品目」「暫定除外品目」「センシティブ品目」の4つに分類し、原則2003年1月1日までに、以下のスケジュールに沿って関税引き下げを実施する。どの品目に振り分けるかは、各国が任意で決め、ASEAN内で協議する。

(1) 「早期引き下げ品目」

①現行20%超の関税率については、2000年1月1日までに0~5%に削減

②現行20%以下の関税率については、1998年1月1日までに0~5%に削減

（注）当初15分野（植物油、化学品、肥料、ゴム製品、紙・パルプ、陰極銅、宝飾品、木製・藤製の家具、セメント、医薬品、プラスチック、皮革製品、繊維、陶磁器・ガラス製品、エクストラス）から実施。

(2) 「通常引き下げ品目」

①現行20%超の関税率については、1998年1月1日までに20%に、2003年1月1日までに0~5%に削減

②現行20%以下の関税率については、2000年1月1日までに0~5%に削減

(3) 「暫定除外品目」

①この品目に組み込まれた工業製品、加工農産品については、最初20%は1996年1月1日までに、残りについては1996年1月1日以降2000年1月1日までに年率20%の割合でCEPT対象品目（上記「早期引き下げ品目」及び「通常引き下げ品目」）に組み入れる。

この場合、CEPT対象品目同様、2003年までに関税率を0~5%の水準にまで引き下げる。

②この品目に組み込まれた未加工農産品については、移行開始年(96年1月)は他の産品と同様であるが、2000年までではなく、2003年までにCEPT対象品目に移行を完了させる。

この場合、当該移行後いつまでに関税率を0~5%の水準に引き下げるのかということについては未だ決定されていない。

（注）なお、「早期引き下げ品目」及び「通常引き下げ品目」へ移行された品目は、関税引き下げのみならず、輸入数量制限その他の非関税障壁をそれぞれのカテゴリーの関税引き下げ期限内に撤廃しなければならないという点が重要。

③昨年12月開催のAFTA評議会（経済閣僚レベル）でインドネシアが15品目について、「暫定除外品目」から「センシティブ品目」への移行を要求した結果、条件付きで「未加工農産品の暫定除外品目の中の特別カテゴリー」に移行することが認められた。

当該「特別カテゴリー」中の品目の取扱いについては、「センシティブ品目」の移行終了期間(2010年)を超えないという理解のもと、「未加工農産品の暫定除外品目」にとどまる期間を決定するため、2003年に見直しが行われることとなった。

(注) インドネシアが要求した1.5品目

もち玄米、その他の玄米、もち精米・半精米、その他の精米・半精米、小麦粉・メスリン粉、米粉、その他の穀粉、大豆の粉・ミール、てん菜糖、医薬品用砂糖、その他の白糖、その他の精製糖、その他の糖、ニンニク、丁子

(4) 「センシティブ品目」

未加工農産品の一部を「センシティブ品目」とするが、これに含まれる製品は2010年までにC E P T対象品目に移行される。

(5) 「一般的例外品目」

国防、生命健康保護及び文化財保護関連で、当初よりC E P T対象外。

2. C E P Tの仕組み(品目区分)

資本財を含む全ての製品、加工農産品、未加工農産品					
早期引き下げ品目	現行関税率20%超	通常引き下げ品目	現行関税率20%超	暫定除外品目	センシティブ品目
	現行関税率20%以下		現行関税率20%以下		
一般的除外品目					

AICO資料 ①

アセアン産業協力スキーム (AICOスキーム) について [ASEAN INDUSTRIAL COOPERATION SCHEME]

1. スキームの目的

アセアン域内の産業協力の推進は、アセアン域内の投資及びアセアン以外の地域からの投資を増加させることを認識し、アセアンの民間部門が互恵的で公平な利益のもとに協力できるような枠組みを設ける。

2. 創設の経緯

- ・ 95年4月、AEMにおいてBBCのスキームを廃止し、CEPTに吸収させることを議論。
- ・ その後、BBCの単純な廃止については、域内加盟国間で十分なコンセンサスが得られず、産業協力スキームに吸収・段階的廃止を目指す方向で議論。
- ・ 95年12月、ASEANサミットにおいて、下記3. からなるASEAN産業協力スキームに合意。

3. AICOスキームの内容

①AICOスキームの恩典

- a. 参加企業間で取り引きされる認可されたAICO製品は、0%から5%の特恵関税率を享受。特恵関税は、製品の関税率が最終的なCEPT税率に達した時、廃止される。
- b. 現地調達率の認定は、参加企業の製品に対し与えられる。
- c. それぞれの国家当局によって与えられる関税以外のインセンティブ。

* 関税以外のインセンティブを導入することができるとの規程のみ、具体的なインセンティブは不明。

②AICO参加企業

- a. 法人組織であり、アセアン加盟国の中で経営されていること。
- b. 最低30%の現地持分資本があること。持分資本の条件は、申請企業が他の条件(a及びc)を満たしている場合、参加国による協議で撤回することもありうる。
- c. 資源の分轄あるいは産業協力活動を実施すること。

③AICO製品

- a. 最終製品
- b. 最終製品の生産に使用される中間部品及び原材料

* C E P T 合意の第9条 (一般例外品目：安全保障、公德の保護、歴史的保護の必要な物) であげられた製品以外の全ての製品が、AICOスキームに適格となる。

4. その他

①実施時期

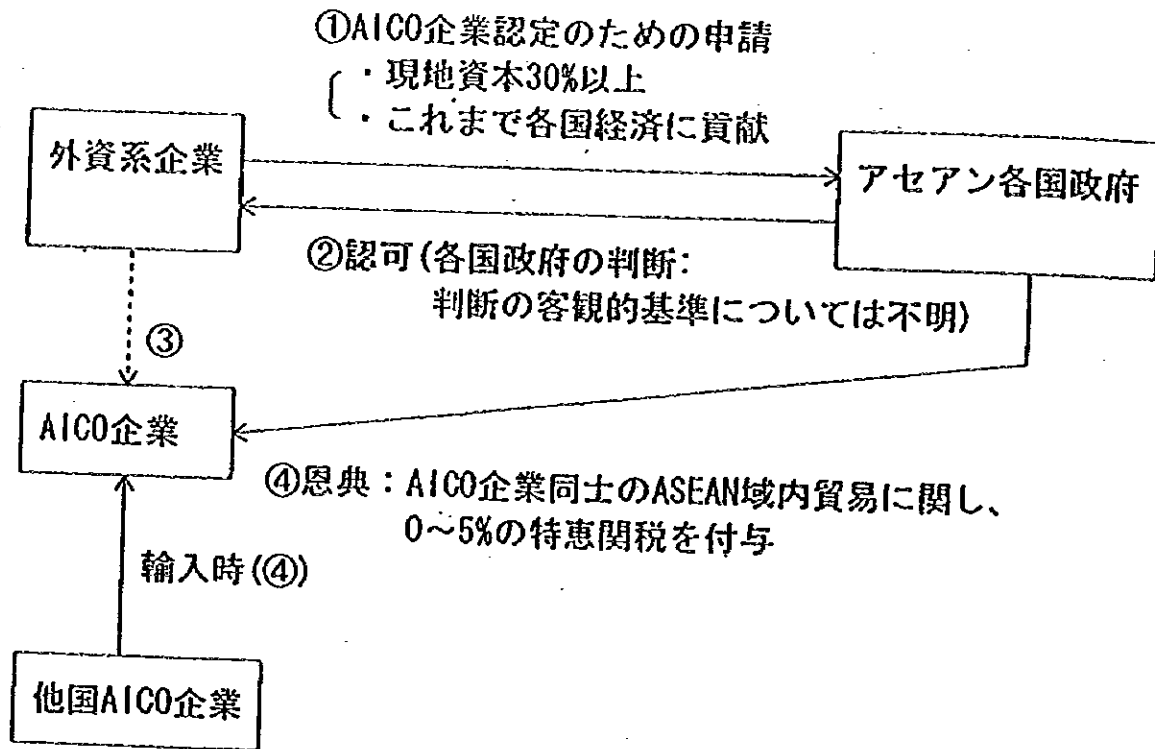
*本年4月から実施されるとの情報もあるが、未確認。

②BBCとの関係

- a. AICO合意は、発効後、速やかにBBCスキーム（及びAIJVスキーム）に関する覚書に取ってかわる。
- b. 既存のBBC企業は、既に認可された現行の車のモデルが失効するまで、認可された製品に関する特惠関税及び国産部品認定は引き続き享受される。

【参考資料】

I. AICOスキームを享受するための手続き



II. AICOスキームとBBC

	アセアン産業協力スキーム (AICO)	自動車部品相互補完制度 (BBC)
合意	1996年4月AEM	1988年10月AEM
恩典	0~5%の関税を適用	関税を50%以上減免
対象	全製品	自動車部品のみ
条件	・原産地比率40%以上 ・30%以上のアセアン資本	・原産地比率50%以上

AICO資料 ②

アセアン産業協力スキーム基本合意

東南アジア諸国連合（ASEAN）の加盟国である、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの政府は、

各国国民の相互利益のため、経済のよりいっそうの産業化を促進し、貿易と投資を拡大し、経済インフラを整備し、アセアン地域における経済成長を加速するため、協力したいとの願いを再確認し、

国際経済環境における急速な発展及び投資地域としてのアセアンの魅力と競争力を維持する必要性を心に留め、

アセアン諸国における貿易と投資の自由化は、アセアン諸国の産業部門の基礎の強化と拡大に多大な貢献を及ぼしうるような、有意義な産業協力を支えることができるということ認識し、

アセアンの産業協力は、アセアン域内の投資及びアセアン以外の地域からの投資を増加させることを確信し、

また、資源をわかちあうことが、アセアン経済のより緊密な統合を助けるとともに、技術基盤、経済の規模と範囲、アセアンの産業の競争力を増大させることを確信し、

アセアン産業協力スキームに関するアセアン商工会議所（ASEAN-CCI）の提案、スキームの実行可能性についてASEAN-CCIによって表明された自信に留意し、

アセアンの民間部門がアセアンの加盟国のため、互恵的で公平な利益及びアセアン地域全体の工業生産の増大をベースに協力できるような、ガイドラインと制度的枠組みを提供したいと望み、

アセアン加盟国間の発展段階を考慮しながら、中小企業（SMEs）の成長を促進させる必要性に留意し、

アセアンの経済協力を増大させることに関する枠組み合意及び、アセアン自由貿易地域に関する共通実効特惠関税に関する合意の原則、概念、理想を固守して、

ここに、次の条項に明記されたアセアン産業協力スキームを遂行することを合意する。

第1条 定義

1. 「AICOスキーム」は、合意によって定められたアセアン産業協力スキームを意味する。
2. 「AICO取決め」は、最低2つの参加国と各参加国における1つの参加企業から成る協力的取決めを意味する。
3. 「参加国」とは、参加企業に特権を認めることにより、AICO合意に参加することに同意したアセアン加盟国を意味する。
4. 「参加企業」とは、本合意書の第2条（1）と第3条における基準を満たす法人組織

で、アセアン加盟国により経営される企業を意味する。

5. 「AICO製品」とは、次のものを意味する。

- a. 最終製品
- b. 参加企業によって、最終製品の生産のみに使用される中間部品及び、原材料

これは、参加企業に対して発行される適格証明書（COE）に示されていないなければならない。

6. 「特惠関税税率」とは、0%から5%の範囲内で参加国が定めたthe advanced 共通効果特惠関税計画（CEPT）ratesを意味する。

7. 「国家当局」とは、AICO申請の認可と特権の授与に責任を持つアセアン加盟国の適切な当局のことを意味する。

第2条 一般条項

1. AICO取決めは、AICO製品の製造における協力を求める法人組織で、さまざまなアセアン加盟国で経営される参加企業から構成されるものとする。
2. AICO取決めにおける参加企業の数は、定義された最低水準に従って変わりうる。
3. AICO取決めは、各参加国において、1つ以上の参加企業を含むことができ、複数の製品を含みうる。

第3条 適格基準

1. AICOスキームの特権による恩恵を受けたいと望む企業は、次の基準を満たさなければならない。
 - a. 法人組織であり、アセアン加盟国により経営されること。
 - b. 最低30%の国家持分資本があること。持分資本の条件は、申し込む企業が本3条の他の条件を満たしている場合、参加国による協議の後に撤回することもありうる。
 - c. 資源の分かち合い、あるいは産業協力活動に着手すること。
2. AICO取決めの参加企業各社は、合併企業、共同製造、技術移転、訓練、ライセンス、合同購入及び調達、管理サービス、販売及びマーケティング協定、他の分野の協力等における資源の分かち合い、あるいは産業協力活動に関する証拠書類を提出しなければならない。

第4条 製品の範囲と適格性

1. CEPT合意の第9条（一般例外規定）であげられた製品以外の全ての製品が、AICOスキームに適格となる。
2. 製品の認可は、HS 8-digitレベル以上でなければならない。
3. AICO製品は、CEPTスキームの原産地ルールを満たさなければならない。

第5条 特権

1. 参加企業には、AICOスキームのもと次の特権が供与されるものとする。
 - a. 参加企業間で取り引きされる、認可されたAICO製品は、0%から5%の特恵関税税率を享受するものとする。特恵関税税率での実際の税率は、参加各国によって決定されるものとする。特恵関税は、製品の関税税率が最終的なCEPT税率に達した時、中止されるものとする。
 - b. ローカルコンテンツの保証は、参加企業によって製造された製品に適用される場合に与えられるものとする。
 - c. それぞれの国家当局によって与えられる関税以外のインセンティブ。これらのインセンティブの供与は、それぞれの参加国の必要条件を満たしているかどうかに基づくものとする。
2. アセアン加盟国は、本合意のもと引き続き、追加的な関税によるインセンティブ、関税以外のインセンティブを導入することができる。

第6条 ガイドラインの実施と裁定の原則

1. AICO取決めは、参加国の認可のみを必要とする。
2. 参加企業には、本合意のもと、認可後速やかに、特権が供与されるものとする。
3. AICO取決めの認可は、特定の製品を製造する最初の申込者に限定されないものとする。それ以降の、同じ製品を製造する企業からの申請も、いったんその企業が適格基準を満たせば、認可されるものとする。
4. 非参加国の見込みある企業は、もしその非参加国が特恵関税税率をAICO製品にまで及ぼすことに同意するなら、既存の参加国の認可後速やかに、現行のAICO取決めの製品に参加することが出来る。
5. 参加国は、AICO製品の製造にのみ中間部品と原材料を使うものとする。参加国は、本合意のもと、もし参加企業がこの義務を破った場合、特権を撤回することができる。

第7条 申請手続き

1. A I C O取決めへの参加に関心を持つ企業は、直接国家当局に申請を行うものとする。
2. アセアン加盟国は、A I C O取決めへの当該企業の参加及び0%から5%の範囲内で適用されるべき関税税率を、申請を受け取ってから60日以内に、アセアン事務局に報告するものとする。その期間内に関税税率について決定を示せないアセアン加盟国は、取決め及びA I C O製品としての製品の受入れに関する決定を報告するものとする。
3. アセアン事務局は、参加加盟国より認可を受け取ってから14日以内に、COEを発行するものとする。
4. 参加企業は、特惠関税税率を要求し、適切な国家当局からの関税以外のインセンティブを求めめるために、COEを使用するものとする。
5. 参加国は、アセアン事務局がCOEを発行した日から60日以内に、特惠関税税率を供与するものとする。

第8条 監視機関

1. 国家当局は、各々のA I C O取決めの実施を監視するものとする。アセアン事務局は、A I C Oスキームの全体的な監視に責任を持つものとする。この目的のため、参加国はアセアン事務局に対し、各国のA I C O取決めに関し定期的な報告を提出するものとする。
2. アセアン経済閣僚会議及びその補助機関は、A I C Oスキームの進展と実施をレビューするものとする。

第9条 論争の解決

本合意の解釈あるいは運用に関し、アセアン加盟国間における相違はできるだけ当事者間で平和的に解決されるものとする。もし、この相違が平和的に解決できない場合、高級経済事務レベル会合に対し、また必要であればアセアン経済閣僚に対し、それを提出するものとする。

第10条 他条項

1. 本合意の適用範囲は、引き続き追加的分野をも含むよう拡張されるものとする。
2. 参加国は、認可されたA I C O製品に適用しうる全ての数量的制限及び非関税障壁を取り除くものとする。

第11条 廃止条項

1. 本合意は、効力をもった後速やかに、次の条件に従って、1987年12月15日付

けのアセアン産業合弁企業（A I J V s）に関する基本合意及び1988年10月18日付けの自動車部品相互補完協定スキーム（BBC）に関する理解の覚書に取ってかわるものとする。

- a. BBC及びA I J Vの申請は、本合意が効力をもった後速やかに、認められなくなるものとする。
- b. BBCにおいて認可されたモデルの修正についてのみ、許されるものとする。
- c. 既存のBBC企業は、既に認可された現行の車のモデルが失効するまで、この日まで認可された製品に関する特惠マージン及びローカルコンテンツ保証を引き続き享受するものとする。
- d. 既存のA I J V sに関し、特権は2002年12月31日をもって中止されるものとする。最終的なCEPT税率は、2003年1月1日から効力をもって適用されるものとする。

「自動車部品相互補完」(BBCスキーム: BRAND TO BRAND COMPLEMENTATION) 制度概要

・1988年10月 第20回アセアン経済閣僚会議 (AEM) で合意

(目的)

アセアン各国における自動車組立工場が他のアセアンから部品を輸入するに当たり、国産化率、関税での優遇措置を与える制度。これによって域内への投資促進、自動車産業の育成、対域外輸出競争力強化を狙ったもの。

(内容)

<p>・アセアンの自動車メーカーが、他のアセアン諸国からの自動車部品輸入に関し、部品相互補完計画を車種毎に作成し、経済閣僚高級事務レベル (SEOM: SENIOR ECONOMIC OFFICIALS MEETING) に提出して、認可された場合については、認可を受けた輸入部品について以下の恩恵が受けられる。</p>	
恩 典	<p>①部品が輸入された国において国産部品としての認定</p> <p>②関税の50%以上の減免</p>
条 件	<p>対象となる部品のアセアン内の付加価値比率が50%以上</p>

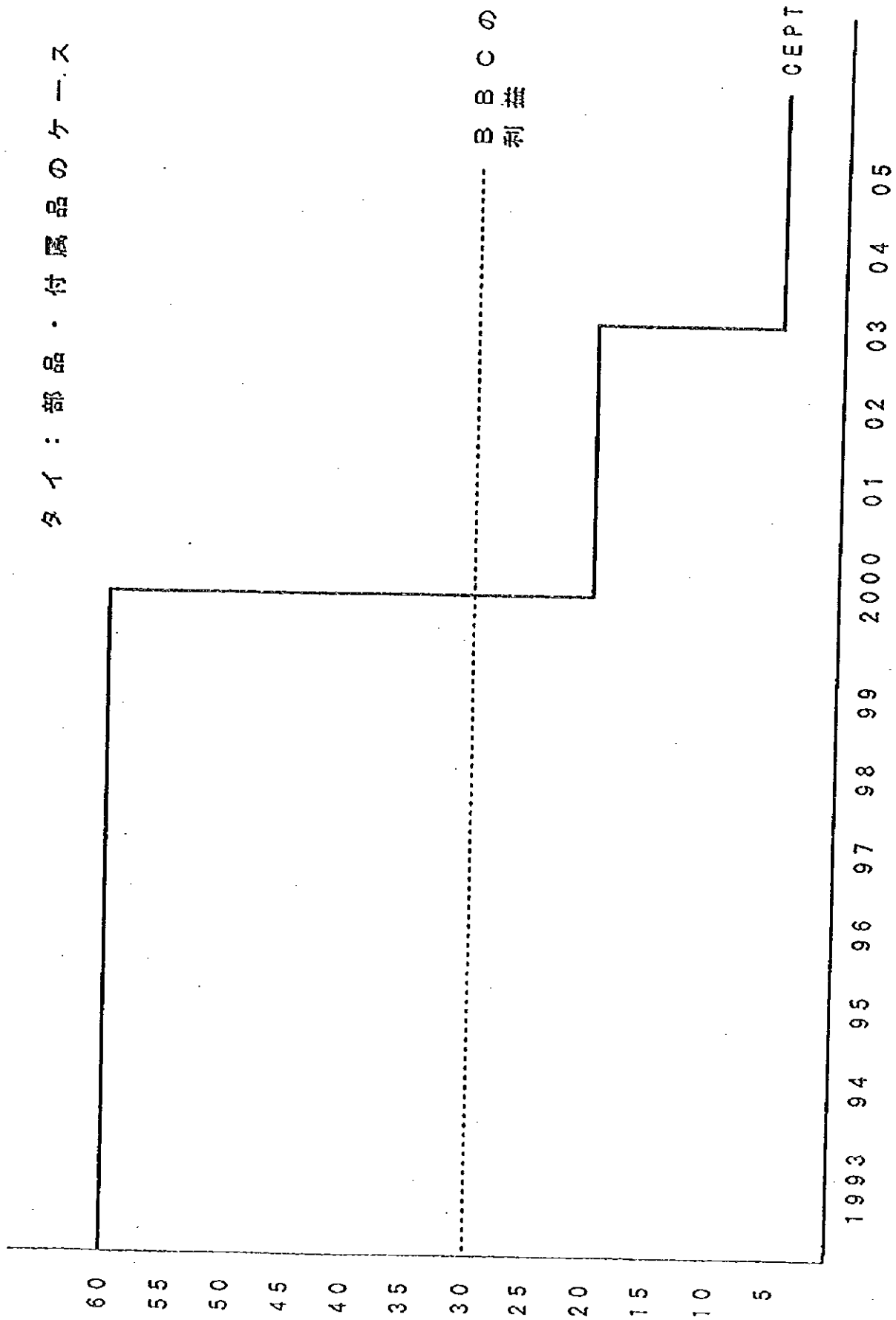
(認可自動車メーカー)

三菱、トヨタ、ベンツ、ボルボ、日産、DAF

(運用の状況)

ASEAN4カ国 (タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア) で合意成立。インドネシアは1995年9月チェンマイで正式参加が決定、それまでは3カ国で運用。

タイ：部品・付属品のケース



3. 対インドネシア援助の概況

(1) 日本のODAの実施状況

(イ) 概要

インドネシアは我が国ODAの最重点国の一つであり、これまで有償資金協力、無償資金協力、技術協力の全てのスキームにて積極的に援助を実施してきた結果、我が国の二国間ODA受け取り国95年実績第2位、95年までの累計第1位となっている。また、インドネシア側から見ても我が国は最大の援助供与国（94年シェア57%）となっている。

(ロ) 基本方針

同国は我が国と密接な歴史的、経済的、政治的に密接な関係を有すること、我が国の海上輸送にとって重要な位置づけにあり、石油、ガス等の天然資源供給国となっていること、今後とも同国には多大な援助需要が見込まれること等から、我が国は、インドネシアを我が国経済協力の最重点国の一つと位置づけ、積極的に経済協力を実施していく方針としている。

(ハ) 重点分野（94年2月に経協総合調査団派遣）

①公平性の確保

貧困撲滅、BHN、人口・家族計画、エイズ、地方間格差是正

②人作り・教育

初等・中等教育の充実、教員の質の向上、技能・技術者教育の充実

③環境保全

自然資源の保全、都市居住環境の改善、公害面での協力、環境問題全般における体制の整備

④産業構造の再編成に対する支援

マクロ経済運営に対する支援、裾野産業の振興、農業振興

⑤産業基盤整備

電力、水資源開発、運輸、通信

(ニ) 留意点

①南南協力支援

インドネシアは、アフリカ等の他の途上国の開発のために自らの経験・技術を活用しつつあり、我が国としても第3国研修の実施等によりこのような動きに側面的な支援を行ってきている。また、途上国における南南協力支援のため、本年度、日・UNDP「人作り開発基金」から200万ドルを設定しており、その内インドネシア「南南協力支援フェーズII」（インドネシアの専門家をアフリカ、中南米、インドシナに派遣し、技術協力を実施するもの）に対し、38.5万ドルを今年度拠出予定。なお、1993年、我が国は、インドネシア「南南協力支援フェーズI」に対し20万ドルを拠出している。

②CGI

92年より、世銀主催のインドネシア支援国会合（CGI、Consultative Group for Indonesia）が開催されており、96年6月の第5回会合において、我が国は参加ドナー中最大の2,275.5億円（全体の1/3）の協力を表明した。なお、第6回会合は初めて東京にて開催された。

③円借款

・ 同国に対する円借款は右肩上がりに増加してきており、今年度は昨年度1,901億円の供与水準をピーク感としている。なお、同国に対しては国際収支改善のためのSPIL（セクター・プログラム・ローン）を供与してきたが、今年度以降は廃止する旨通達している。

・ 円借款のE/N「海運条項」において、大統領令に基づく自国の船籍優遇対策を念頭に置いて記述が挿入されている。我が国としては、海運自由の原則から、数年にわたり右記述の削除を申し入れてきた結果、昨年度のE/Nより右記述が削除された。

(ホ) 実績

【95年度までの累計実績】

有償27,964.95億円、無償1,523.36億円、技協1,726.66億円

【95年度実績】

有償1,700.67億円、無償67.19億円、技協120.31億円

【DAC諸国のODA実績（支出純額、単位：百万ドル）

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	合計
92	日本 1,356.7	仏 168.8	独 116.4	墺 104.8	豪州 77.0	1,971.4
93	日本 1,148.9	独 279.4	仏 113.8	墺 96.7	豪州 85.7	1,911.2
94	日本 886.2	独 265.8	仏 107.7	豪州 93.1	墺 90.8	1,557.0

(2) デザイン振興における他ドナーの取り組み

ジャカルタ・デザインセンター（民間企業）は、インテリアならびに、建築関係の商品展示を主目的に6階建ての建物を持ち、展示場、ショールーム、テナント入居等で経営をしているが、独政府の文化交流基金（要確認）を活用して、ドイツ人デザイナー一年1回招き、インテリアおよび建築の若手デザイナーの養成のためのセミナーを開催している模様。

その他、さらにドイツ、またイタリア等も「イ」国のデザイン振興に関し、具体策の提案の協力を申し出ている模様（詳細要確認）。また大学等の教育機関では、海外の企業等からデザイナーを講師として招き、ワークショップ等を実施している。

(3) 要請案件の国家開発計画および我が国援助方針における位置づけ

(イ) インドネシアの開発計画

①第6次5ヶ年開発計画（1994～98年度）

（目標）第2次25ヶ年開発計画で経済上の離陸をめざしており、第6次5ヶ年開発計画ではそのための基礎固めを行う。（年平均経済成長率 7.8%目標）

②2003年AFTA

インドネシアは近隣のマレーシア、タイ、フィリピン等と比較しても産業国際競争力が劣っているとの認識のもとに、2003年に控えたAFTAまでの間に国際競争力強化、輸出企業の育成が緊急の課題となっている。特に大企業が経済活動の中心となっている経済構造を転換し中小企業を育成して、大企業中小企業、小企業が有機的に連携したヒエラルキー構造が経済の競争力強化には不可欠の要因と考えられている。その点では、JICAが1995年から1996年までに実施した裾野産業振興計画の開発調査の結果をもとに、人材育成、生産性向上を行う産業政策の具体化を急いでいる。デザイン振興計画にかかる開発調査もデザイナーの育成そのものが目的ではなく、デザイン振興を通じた中小企業の育成、振興を最も重要視している。したがって、デザイン振興計画の策定においては裾野産業育成等との有機的連携を保ちつつ実施されていくことが望ましいと考えられる。

(ロ) 我が国援助重点分野との関係

94年2月に派遣された我が国経済協力総合調査団は、インドネシア側とハイレベルで協議を行い、我が国援助重点分野について先方と前述のとおり合意している。右における、産業構造の再編成に対する支援の内、裾野産業育成強化の中に本件デザイン振興が位置づけることができる。

(4) 今後の留意点

(イ) 我が国の対インドネシア援助方針については、94年2月に派遣された経済協力総合調査団において確認されたところ、右重点分野等にかかる合意事項に沿って援助を実施してきている。本件デザイン振興についても右重点事項に含まれることを確認している。

(ロ) 他方、我が国援助の実施上の留意事項として、開発調査と資金協力および技術協力との連携強化を掲げており、本件調査のこれまでの経緯を踏まえ、アウトプットとしてデザインセンターの運営計画を含め、十分な調査の活用事業化の可能性を検討する必要がある。

(ハ) また、派遣事業部により、「デザイン振興拠点設置、運営支援」にかかる長期専門家（加えてデザイン振興にかかる数名の短期専門家）を派遣しており、右専門家を十分に活用することは、本開発調査の円滑な実施に重要と考えられ、また、裾野産業育成強化という大きな枠組みにおいても、密な横の連携が期待できる。

(ニ) いずれにしても、2003年のAFTAに向けてインドネシアとして、国際競争力の強化・産業構造の高度化をめざし、裾野産業育成強化の実施のため、生産性向上と輸出競争力の強化を行うための一助として可能な限り本件の早期実施を進めていくことが必要である。

4. インドネシアデザインの現状及び今後の課題

(1) インドネシアの受け入れ体制

インドネシア政府側の、デザイン振興に関する期待感と取り組みに向けての積極性は十分に熱意の感じられるものである。その理由として、デザインは国内のあらゆる産業の振興に有効であり、特に輸出振興を行うに当たっては、近隣諸国との国際競争において、デザイン面で優位に立つことは極めて重要であるからである。

インドネシア政府のデザインに関する取り組みはここ2～3年の間にデザインセンターを設立し、今後デザイン振興へ向けての推進体制の整備を図ってきたところであるが、今後はそれらの振興拠点の拡充整備を計画的に図り、併せて日本のデザイン振興支援を受けながら二人三脚で推進して行く準備態勢が出来ていると判断される。具体的なプロジェクト調査が行われるに当たっては、デザインカウンスルをはじめとして、関係するデザイン団体、地方のデザイン関係者、行政等の協力が必要である。出来るだけ多くの関係者を協力を得、国内の多くの地方でデザイン運動が生じることを期待するものである。

(2) デザイン振興の成果品としての評価

デザイン振興の効果やその成果について、客観的な判断基準が明確でないことは我が国も同様である。国の産業のデザインレベルがどの程度上がったのかを正確に評価することは不可能であろう。産業や企業のデザイン開発には、やはり成長のステップがあり、我が国が40年の歳月をかけてようやく現状の製品レベルを有するに至った背景を考慮すると、インドネシア国においても、時間をかけて継続することが必要であると言わねばならない。

国際競争にあっては先進諸国や他の近隣途上国との激しい競争の中で市場の拡大を図らねばならないのであるから、容易ではないことが想像される。またデザインのみでは市場競争には勝てないことも事実である。それを支える様々な技術的課題の克服や生産性の向上が必要であることもつけ加えておきたい。

(3) 産業のデザイン向上に関する戦略的な取り組み

1) リーディング企業を育成すること

地方のデザイン振興施策に関わってきた経験上、産地や企業のデザイン開発を成功に導くには、まず産地や企業の成長の可能性を十分に調査しなければならない。従って全ての企業を同時にレベルアップするよりは、地域や産地の中にリーダーとなる企業を効果的に育成することが有効ではないかと考える。

開発プロジェクトの対象の選考に当たっては、優秀な成功事例を生むための計画的な仕掛けが必要である。工業製品の場合には企業内に技術的な特徴や蓄積があつて、デザイン

開発を投入することによって効果が上がると予測される対象を選択する必要がある。よって小規模の家電メーカーなどは産業デザイン振興においては、成功すればその波及効果は大きいものがある。

家具においては、現状では価格競争で優位に立てるかも知れないが、いずれはライフスタイルの変化への対応を迫られるであろう。従って、生活空間を想定した製品開発の手法を修得する必要性が生じてくるものと予想される。

ハンディークラフト部門においては、国内全土に広がる工芸品のレベルを向上させることは困難であろう。またデザイン保護に対する認識も希薄なことから模倣品の出現を防ぐことも困難に感じられた。これらの産地振興には、地域のデザイン開発力を向上させるより経営者へ向けたデザインに対する意識啓蒙を積極的に行い、プロダクトアウトからマーケットインの発想転換を促し、あわせて流通や市場のニーズを取り入れながらプロジェクトで製品開発を行う開発体制整備の必要性を普及する必要がある。

2) 国内デザイン団体の活用

我が国においても欧米のデザイン情報は入手できるが、アジアのデザイン情報についてはほとんど紹介されていないのが現状である。従ってインドネシア国内のデザイン情報等を紹介する情報誌が出版されることは大きな意義がある。

今回の調査ではそれらの状況を知ることは出来なかったが、デザイン振興を行う上で、我が国の産業デザイン振興会がデザインニュースを発行していることと同様に、インドネシア国においてもこのような情報の発信機能が必要になると予想される。また国内デザイン団体の活動状況や、デザイナーの作品に触れる機会がなかったことが残念であるが、このような国のデザインレベルの指標となるデザイナーの活躍が、産業の活性化に果たす役割も大きいと判断される。

3) デザインセンターの活用

インドネシアデザインセンターの活用方法が今後の課題であると思われたが、今回の案件については直接的な関連は伺い知ることができなかった。できうるならばデザイン情報発信の拠点や、デザイン会議が開催できる十分なインフラの整備を期待するものである。

(4) インドネシアのデザインレベル

今回の調査においては、インドネシア全体のデザインレベルを図ることは無理がある。よって訪問先や政府側との協議の中で得られた情報をもとに推察すると以下のように整理される。

1) インダストリアルデザイン

(ナショナルゴーベル社R&Dアドバイザー 西郷氏との協議の中から)

ナショナルゴーベル社の製品は1997年で国内市場の30パーセントのシェアである。テレビ、オーディオ、扇風機、エアコン、冷蔵庫をはじめとして、国内向けを中心として製造販売を行っている。現在7名がインダストリアルデザイン部門に従事しうち4人がデザイナーである。デザイナーは全て現地採用した。このインダストリアルデザイン部門は1986年に出来たが、当初は、製品のデザインよりも、販売促進のためのグラフィックデザインの仕事であった。従来製品の金型があるためそれを用いながら、グラフィックの処理を変更し、商品イメージを変えることを行っている。最近になってようやく製品本体をデザインする割合が増え、また急速なコンピュータの普及によって、デザイン作業の迅速化が図られるようになってきた。

デザイナーの人材養成は、バンドン工科大学などをはじめとしていくつか存在するが、工業デザイナーの就職できる職場がないため、別の職に就く場合がほとんどである。デザイナーにとっては広告、テレビなどの制作が人気で給料も高い。国民全体の電化製品の普及率も低く、14インチのテレビがようやく普及し始めたところである。

2) ハンディクラフトデザイン

調査期間中に、ジャカルタ市内の百貨店を市場調査し、手工芸品を見学する機会を得た。ハンディクラフト製品については、木竹、陶器、オニキス、貝、錫、銀製品など全土にわたって実に多種多様の地場産業があることが推察される。それらの産業は、地域の長い歴史と風土に育まれた技術的・技能的蓄積がある。

これらの技術技能のレベルは、様々な質の違いはあるものの、極めて高度なものが多い。これらハンディクラフト製品の産地振興においては、手づくりの生産形態においては生産者はすでに十分な加工技術・技能を有していると判断されるため、それらの技術技能の継承と保存が将来必要になってくるものと予想される。課題としては、それらのハンディクラフト製品が販売されている状況や生産者のニーズが、地方の産地では情報を収集することが困難であるということであり、生活者の要求を生産者に伝達するデザイナーやプランナー、流通関係者などが産地へ入り込み、デザインセミナーやデザイン指導を行いながら市場の情報を与えつつ、技術的な課題の解決を図る必要がある。また、産地内での優秀なクラフトマンを育成することも今後の課題となろう。そのような経過によって、国民の日常生活の中で活用される装飾でない実用的な工芸品の振興を行うべきではないかと推察する。

3) 家具デザイン

家具デザインについても、ハンディクラフトと同様の課題がある。インテリアデザインの指向性も市場のニーズが常に変動する事から、今日的なライフスタイルを調査分析し、生活空間に適合し快適性を与える製品開発を実現しなければならない。その際に、籐や木、

金属など、単一素材による家具生産だけでなく、生活空間とのバランスを保つ中で木とスチール、籐とテキスタイルなど、素材の複合化を図る必要が生じてくるものと予想される。

いずれにせよ、既に蓄積されている技術技能をもって、今日的な生活空間に適合する商品開発を行う方針は他のデザイン分野と同様である。

4) パッケージデザイン

パッケージデザインは、新たにインドネシア政府から要望のあった対象領域であるが、中でも輸出品については内容物の保護・保存が最も重要である。また商品の使用目的（業務用、自家消費用、贈答用など）によっても大きく異なってくるため、使用目的に応じた開発が行われるべきであろう。

パッケージデザインは内容物の情報伝達をすることが目的であることから、内容物の選定が重要であることは言うまでもない。そしてその内容物の商品化に併せて様々なパッケージデザインが展開されるものであることを強調したい。インドネシアは豊かな天然素材を有している。それらも活用しながら新たなパッケージデザインの可能性を提案することも意義があると判断される。

5) テキスタイルデザイン

バティックをはじめとして、インドネシアには数多くのテキスタイルデザイン製品があり、既に高い付加価値を持っているため、デザイン振興を行うに当たっては伝統的な文様のデータベースを作成することと、生産者の経験的な技能を正確に調査・記録することが必要である。それらの豊かなテキスタイルのデータベースを用いて、輸出品のデザイン開発に活用することによって、市場の拡大が図られるであろう。

(5) 総括

インドネシアの様々な製品を見学する中で、我が国における地方産業振興の課題との共通点を多く見いだすことができた。また、地域特有の優れたハンディクラフト製品に接することによって、地場産業における高度な技術技能の蓄積を驚きをもって見ることが出来た。産地のデザイン振興は、その地方地方で自社開発力を有する優秀な企業を育成し、それをリーダーとして振興することが効果的であると思われるが、企業育成には、経営者の意識改革や技術の向上、デザイナーとの協力関係の構築、技術技能者の人材教育など多岐にわたり、複雑且つ多くの時間的経過を必要とするものである。

我が国の開発援助はそれらの途上国のデザイン振興における開拓者として、有効に機能することを願って止まない。また、今後の開発調査や、長期専門家派遣もインドネシア国のデザイン振興にとって、極めて重要な時期に来ていると確信されるし、その波及効果も

十分に期待できると総合的に判断されるものである。

このデザイン振興支援は、インドネシア政府をはじめとする関係者の協力によって成功するものであることを末尾に付け加えて報告としたい。

